

別京 昭和六年九月十五日

東京市電氣局

東京交通労働組合の嘆願書に對する回答

一 乗鴨營業所に於ける三名の解雇を即時取消せられたるに  
回 答 既=回答ノ通り

一 密行の取調に際して従業員代表を立合はせられたるに  
回 答 答認シ難シ

一 電車の運賃台数と政行基準率より二割以上増加し市民の便益を計  
ると共に従業員賃上げの如きを緩和せられたるに  
回 答 電車ノ配車関係ハ乗客ノ潮流及線路ノ混雑ニ基キ適  
宜決定スルモノナルが故ニ豫メ之ノ増減該ニ基キ割  
合ニ就テハ言明スルヲ得ス

一 共済組合の組織を改革するに際して組合員の自主的管理下に置かれたるに  
回 答 共済組合ノ組織ノ改革ニ関シテハ事務局ニ於テモ鋭意  
考究中ナルヲ以テ立案ニ際シテハ東京交通労働  
組合案ヲ参考ト為スヘシ